

総社市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第12号

総社市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

総社市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成17年総社市規則第126号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条並びに様式及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、様式及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「移動別表等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「移動後別表等」という。）が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の納期) <u>第6条</u> 略 (納入通知書) <u>第7条</u> 略 (使用料の精算) <u>第8条</u> 略</p>	<p><u>(使用人数の異動届)</u> <u>第6条</u> 条例第12条の規定による使用人数の異動の届出は、排水処理施設 使用人数異動届（様式第6号）により行うものとする。 (使用料の納期) <u>第7条</u> 略 (納入通知書) <u>第8条</u> 略 (使用料の精算) <u>第9条</u> 略 <u>(汚水排除量の申告)</u></p>

改正後	改正前
<p>(特別分担金の額) <u>第9条 略</u> (工事負担金の額) <u>第10条 略</u> (使用料等の減免) <u>第11条 略</u> 2 条例第20条の規定により使用料、特別分担金及び工事負担金の減免を受けようとする者は、使用料(特別分担金・工事負担金)減免申請書(様式第6号)に理由その他必要な事項を記載して、市長に申請しなければならない。 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その可否を使用料(特別分担金・工事負担金)減免決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。 4 略 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、総社市給水条例(平成17年総社市条例第210号)第31条の規定による水道料金の減免の申請をした者については、農業集落排水処理施設使用料についても減免の申請があったものとみなして使用料を減額し、又は免除することができるものとする。 (その他) <u>第12条 略</u></p> <p><u>別表(第9条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第6号(第11条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第7号(第11条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p><u>第10条</u> 条例第14条第3項第3号に規定する汚水排除量の申告は、製水業等汚水排除量申告書(様式第8号)によるものとする。 (特別分担金の額) <u>第11条 略</u> (工事負担金の額) <u>第12条 略</u> (使用料等の減免) <u>第13条 略</u> 2 条例第20条の規定により使用料、特別分担金及び工事負担金の減免を受けようとする者は、使用料(特別分担金・工事負担金)減免申請書(様式第9号)に理由その他必要な事項を記載して、市長に申請しなければならない。 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その可否を使用料(特別分担金・工事負担金)減免決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。 4 略 5 <u>山手区域及び清音区域においては</u>、第1項から第3項までの規定にかかわらず、総社市給水条例第31条の規定による水道料金の減免の申請をした者については、農業集落排水処理施設使用料についても減免の申請があったものとみなして使用料を減額し、又は免除することができるものとする。 (その他) <u>第14条 略</u></p> <p><u>別表(第11条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第6号(第6条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第7号</u> 削除</p>

改正後	改正前
	様式第8号（第10条関係） 略 様式第9号（第13条関係） 略 様式第10号（第13条関係） 略

附 則
この規則は、令和8年6月1日から施行する。

様式第6号（第11条関係）

使用料（特別分担金・工事負担金）減免申請書

年 月 日

総社市長 様

申請者 住所
氏名

総社市農業集落排水処理施設条例第20条の規定により、使用料（特別分担金・工事負担金）の減免を受けたいので次のとおり申請します。

使用（設置）場所	総社市
使用料減免期間	年 月 日から 年 月 日まで
減免を必要とする理由	

様式第7号（第11条関係）

使用料（特別分担金・工事負担金）減免決定通知書

年 月 日

申請者 様

総社市長



年 月 日付けで申請のあった使用料（特別分担金・工事負担金）の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

総社市農業集落排水処理施設条例施行規則第11条第1項の規定に該当（する・しない）ので（減額・免除・却下）します。

使用（設置）場所	総社市
使用料減免期間	年 月 日 から 年 月 日まで
摘 要	